

公募型プロポーザル実施の公示

2022年8月18日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業の名称

令和4年度訪日外国人旅行者周遊促進事業（広域周遊観光促進事業）（「プラスワンナイト事業」推進のための関西全域のルートの強化）OTAへの掲載（以下、「本事業」という）

(2) 事業の目的

本事業は令和4年度訪日外国人旅行者周遊促進事業の一環として、一般財団法人関西観光本部（以下、当本部という）が広域周遊のための宿泊滞在圏を形成するために推進している「プラスワンナイト」事業のうち、着地型コンテンツ及び当本部で指定する旅行商品（以下、コンテンツ等）を集約・整理し、事業者自ら、及びOTAなど他旅行会社（以下、OTA等）にて販売することを目的とする。

(3) 事業の概要

本事業では、資料の作成やタリフの整理、素材の磨き上げ等のアレンジを行うとともに、OTA等販売代理店としてOTA等での掲載を代行して、事業者自ら及びOTA等でコンテンツ等の掲載・販売を行い、かつ当本部WEBサイトから事業者自ら及びOTA等のサイトへのリンクを設定する。

(4) 委託金額の上限

4,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2. 参加資格要件

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階
一般財団法人関西観光本部 広域観光推進部 担当 奥野
メールアドレス：koiki-sinsei@kansai.or.jp

(2) 応募期間、及び応募方法

ア 応募期間：2022年8月18日（木）～2022年9月1日（木）17:00まで

イ 応募方法：全書類を下記URLよりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記（1）に提出のこと。

募集要領

http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/08/募集要領_②OTAへの掲載_TEK_k220818.pdf

仕様書

http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/08/仕様書_②OTAへの掲載

[_TEK_k220818.pdf](#)

評価要領

[http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/08/評価要領_②OTAへの掲載
_TEK_k220818.pdf](http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/08/評価要領_②OTAへの掲載_TEK_k220818.pdf)

評価基準

[http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/08/評価基準_②OTAへの掲載
_TEK_k220818.pdf](http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/08/評価基準_②OTAへの掲載_TEK_k220818.pdf)

様式 1～5

[http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/08/様式_②OTAへの掲載
_TEK_k220818.docx](http://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/08/様式_②OTAへの掲載_TEK_k220818.docx)

※応募申込書は上記期限内の到着分を有効とする。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

2022年9月1日（木）17：00までに電子メールと郵送の2つの方法にて提出のこと。

提出先は上記（1）に同じ。

募集要領に基づき正本1部（社名あり）・副本5部（社名なし）提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。

※別途郵送にて、同部数を提出のこと。

(4) 質疑の受付期間

2022年8月26日（金）17：00まで ※メールでのみ受付

質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、閲覧に供する。

閲覧場所 URL : <https://kansai.or.jp/notice.html>

(5) 説明会の日時及び場所等

説明会は行わない。

(6) 企画提案に関するプレゼンテーションの日時

文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から1年間は公表することとする。

①相手方を決定した日

②候補者の名称

③評価基準

④参加者名称（候補者を含む）

⑤審査結果（評価項目ごとの選定委員の評価点の合計）

※参加者（候補者を含む）の名称は五十音順で表記し、審査結果は総合点の点数順で表記

する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

※審査結果は、参加者の名称が特定されないように記載する。

(8) 事業の詳細は募集要領による。

以上